

## VIII. 関係法令

農薬は、その性格上環境中に直接放出されるものであり、生理活性機能もあることから化学物質のなかでも厳しく規制されています。

製造・輸入・販売については「農薬取締法」が適用となり、急性毒性の強いものは「毒物及び劇物取締法」、また引火性があるものは「消防法」が適用されます。

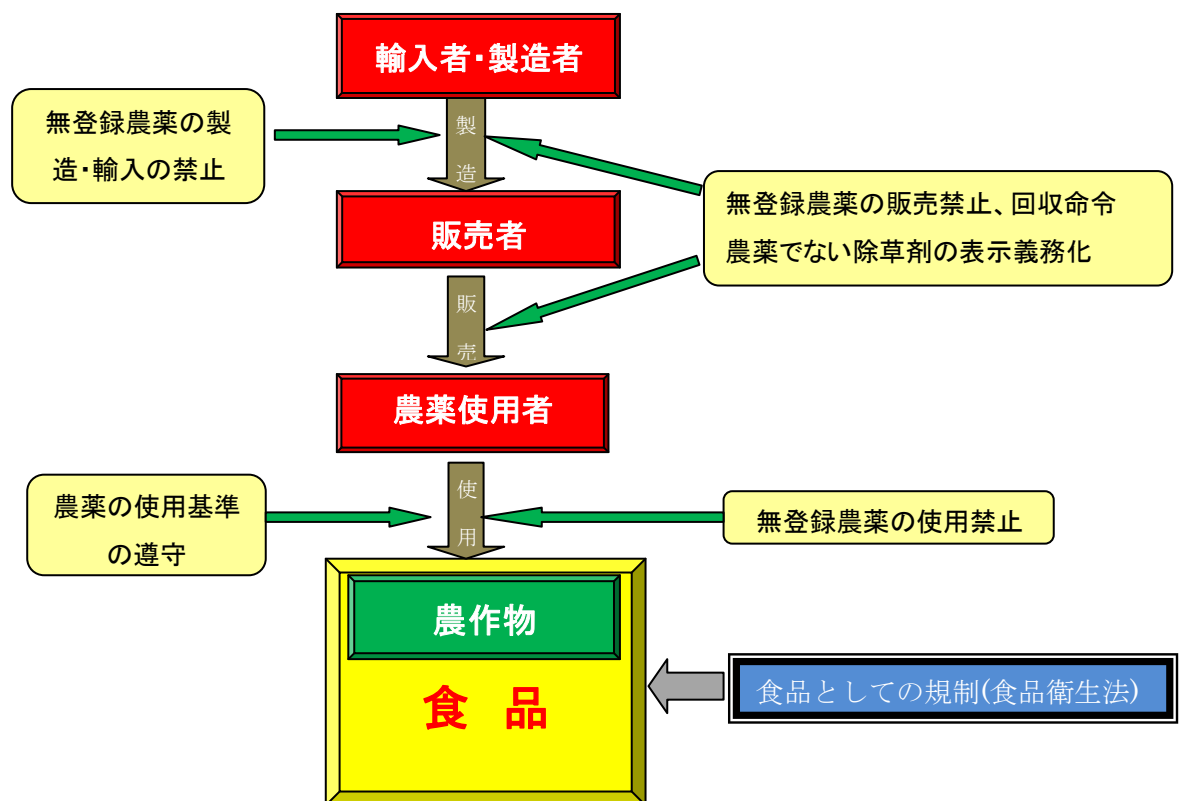
また、その使用にあたっては「農薬取締法」のほか、「食品衛生法」や「水質汚濁防止法」「環境基本法」が適用されます。さらに、廃棄される農薬やその容器についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されます。

このように、農薬はその製造から廃棄まで厳しく規制されています。

農薬に関する関係法規は次の通りです。

### (1) 農薬取締法

農薬についての登録制度を設け、製造・輸入・販売および使用について規制を行っています。これは農薬が病害虫に対する生理活性の強さとその一定の持続性が必須の要素であることから、その使用方法によっては健康や生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念されるため、農薬の製造・輸入・販売ならびに使用について適正な使用方法について定めたものです。



農薬取締法に基づく規制の概要

## (2)毒物及び劇物取締法

毒物・劇物は、その性質から取扱い方によっては、国民の保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあります。

「毒物および劇物取締法」では、農薬などの化学物質(医薬品・医薬部外品を除く)について、毒物または劇物に指定し、保健衛生上の見地から、これらの製造・輸入・販売・表示・譲渡・廃棄などについて規制を行っています。

## (3)食品衛生法

食品は、私たちの生活を営むうえで必要不可欠なものです。その食品が有毒物質や病原微生物に汚染されていた場合、人の健康を害するおそれがあります。

「食品衛生法」では、食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上および増進を図るため、食品の規格等の設定、検査の実施、不衛生食品の販売禁止など規制しています。この法律のなかで、「食品」とはすべての飲食物を指し、市場に出回る農産物も当然その中に含まれています。

「食品衛生法」は、平成 15 年に改正されました。これは、従来の法律では残留基準が定められていない農薬などを含む食品の販売に対して、規制が困難でありました。

このため、残留基準の定められているものをリストとして示し、それ以外の農薬・動物用医薬品および飼料添加物が残留する食品の販売などを原則として禁止する制度(ポジティブリスト制)を導入し、平成 18 年 5 月 29 日から施行されました。

## (4)消防法

消防法は、発火性または引火性を有する危険物の取扱いなどに関し規制を行っております。

農薬のなかには、有効成分の性質や、油剤や乳剤のように原体を希釈するために加える有機溶媒や、乳化剤などの補助成分の性質から危険物に該当するものがあります。対象となる農薬は、貯蔵所・製造所・取扱所の位置、構造および設置に関わる技術上の基準や、取扱う品名・数量などの規制を受けます。

## (5)その他の関連法令

近年、さまざまな化学物質の利用が増えており、これらの物質が河川や湖沼などから微量に検出されるようになってきました。一方、水道水については、より安全でおいしい水の供給が求められ、河川などの公共水域の水質汚濁に対して社会的関心が高まっております。

このことから、厚生労働省・環境省・農林水産省の各省庁では、それぞれ管轄する環境基本法、水質汚濁防止法、水道法などを改正し、化学物質による水質汚濁を防止するための対策を講じています。

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| ① 環境基本法   | ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律       |
| ② 水質汚濁防止法 | ⑤ 食品安全基本法(平成 14 年 6 月制定) |
| ③ 水道法     |                          |